

国際資料 №. 69

婦人の開発参加を促進し性差別
を排除するため国内委員会その
他類似の機関をもつ国々

—— 国連セミナー討議資料 ——

1974年

労働省婦人少年局婦人課

この資料は1974年9月4日から17日まで、カナダのオタワにおいて国連の主催で開催された「婦人の開発参加を促進し性差別を排除するための国内機関に関する地域間会議」に事務局から提供された参考資料である。

目 次

I 概 説	1
1. 婦人の地位に関する国内委員会	2
(a) 婦人の地位に関する国内委員会	2
(b) 婦人に関する広汎な問題について報告するために設けられた国内委員会	3
2. 省の内部に設けられた特別の局・その他の機関	3
(a) 労働省または社会省の婦人局	3
(b) 婦人の雇用に関する諮問委員会	4
(c) 他の省に設けられた機関	5
3. その他の機関	5
(a) 民間婦人団体	5
(b) 政治団体	6
(c) 連絡機関	6
(d) 調査機関	6
II 付 録	
1. 婦人の開発参加を促進し、性差別を排除するため国内委員会 その他類似の機関をもつ国一覧	9
2. 国内委員会に関する決議と勧告	23

I 概 説

経済、社会、政治、文化の面で婦人の進歩を促進するため、かつ差別を除き婦人を男子と同等に開発に参加させるための政策や措置を検討するため、何らかの機関が必要であるという認識が、1960年代以降、国内的国際的に高まってきた。こうした傾向は、男女に平等の権利と責任と機会を求める世界的な動向、とりわけ工業先進国における男女の運動の一部となって展開している。

また、こうした認識が生れたのは、婦人の地位の実質的向上が極めておそいということが理解されてきたからでもある。多くの国では、いろいろな対策がとられているにも拘らず、婦人は依然として文盲人口の、無技能者の、失業者の、貧困階層の、大部分を占めていることが明らかにされた。

他の国々では、形式上の男女平等は達成されているものの、この平等は必ずしも実際に行なわれてはおらず、婦人は自国の開発に男子と同等に参加する状態には至っていない。そこで、開発への婦人の参加を促進するためには、種々の活動を促進し調整するための国レベルでの特別の施策が必要であると考えられるようになった。同時にこうした施策は、経済、社会、文化の面で婦人が重く負わされているハンディキャップ——婦人は男子に劣るものであるという思想にもとづく根深いものの考え方、信念、慣行によって何世紀にも亘って続いてきたハンディキャップ——を克服するためにあくまでも婦人の味方になろうとする特別の機関の任務でなければならないと考えられてきた。国内委員会や婦人局の設置はそうした特別の施策の一例である。各国の男女は力を合せて自国のコードと発展のパターンに適した機関をきめなければならない。しかも、こうして考え出された機関は、常設であると特設であるとを問わず、技術的・社会的コードの変化に柔軟に対応するものでなければならない。

国の発展に婦人の十分な参加を確保するために、また性別による差別を除くために、政府機関を設けることの必要性は、国連総会、経済社会理事会、婦人の地位委員会、1968年にテヘランで開かれた国際婦人権会議等の決議の中で認められ支持されつづけてきた。たとえば1963年の経済社会理事会決議961F(36回)は、各自国の婦人の地位の向上のために計画を策定し勧告を行なう機関として行政、教育、雇用、地域開発その他の公的生活面に経験の深い男女指導者で構成する婦人の地位に関する国内委員会を任命することの価値に加盟諸国の注意を喚起することが適切と考える、と述べている(注1)。

このような機関設置の重要性はいくつかの他の会議(注2)でも、また一般的テーマの各種セミナー(注3)でも強調された。また、1971年に米州機構の主催でアルゼンチンで開催された労働省婦人局の役割に関する地域セミナーが採択した決議は、婦人局の機能を詳しく述べ、その組織、職員、予算についてもふれている。

さらに、婦人の地位委員会が作成し経済社会理事会が1974年5月16日の決議1849(56回)によって承認した1975年の国際婦人年の実施計画は、国際婦人年の国内事業の一つとして、

“男女の平等ならびに国民生活のすべての部門への婦人の完全参加を確保するための方策と優先順位を検討・評価し勧告する”という任務を負った国内委員会または類似の機関がまだ存在していない国ではこれを設置するよう勧告している。1928年創設の“米諸国間婦人委員会”、1972年創設の“アラブ婦人委員会”のような地域委員会の設置も提案されているが、この概説ではこれについてはふれない。

この資料を作成するにあたって、既設の国内機関の構成、権限、機能、及び行政上、組織上、実体上の構造についての正確な資料は得られていないが、別添一覧表（付録Ⅰ参照）中の79カ国についてみると、少くとも4つのタイプの機関を区別することができる。

資料不足と概念や用語の解釈の相違のために、これら多様な機関の分類をすることはむづかしいので、既設機関のつっこんだ全体的分析はできない。

本資料で扱う大きな4つの分類は次の通りである。

1. 婦人の問題を総合的に取扱う婦人の地位に関する国内委員会
2. 省の中に設けられた特別の局その他の機関
3. 労働組合の中に設けられた特別の機関
4. その他各種の機関

一覧表には各機関の名称、設置時期、他種機関への移行、および主な事業分野が記載してある。中央政府との関係が記載してある場合もある。

1. 婦人の地位に関する国内委員会

(a) 婦人の地位に関する国内委員会

国内委員会の主な特色は次の3点である。

(i) 国の元首または政府機関または法令によって任命される。(ii) 公的生活の主要分野（たとえば、政府、教育、雇用、産業、社会福祉等）に経験をもつ指導的立場の男女によって構成される。(iii) 婦人の地位を高め、かつ国民生活のすべての段階での決定行為に婦人の完全参加を確保するための広汎な政策作成を任務とする。

1974年現在、婦人の地位の問題及び婦人の国内開発参加の問題を取扱う特別の政府機関として常設の国内委員会をもっているのは7カ国である。カナダ、コロンビア、エジプト、インド、インドネシア、フィリピン、英国がそれである（注5）。

このほかに数カ国では、国内機関設置の可能性を検討するために特別の機関を設けている。ジャマイカ、日本、ネパール、シンガポール等である。ケニヤ、ラオス、リビア、ネパール、パキスタン、シンガポール、スーダンからは、国内委員会または類似の機関を設けることについて関心があるという報告が正式に事務総長に寄せられている。

(b) 婦人に関する広汎な問題について報告するために設けられた国内委員会

いくつかの国では、婦人の地位に関する広汎な問題を調査研究し、それと社会との関係を見出し、国の婦人対策の規範を打ち出すという任務を、特別の、または非常設の委員会に託している。たとえば、婦人の地位に関するカナダ委員会（カナダ、1967）、婦人公民権に関する国内調査委員会（チリ、1969）、現代社会における婦人の役割の検討に関する委員会（デンマーク、1965）、社会における婦人の地位に関する国内委員会（フィンランド、1966）、婦人の地位問題調査委員会（アイルランド、1970）、婦人の現状再検討に関する多部門構成委員会（ベルー）、婦人に関する国策策定のためのワーキング・グループ（ポルトガル）、婦人の地位に関する大統領委員会（アメリカ合衆国、1961）等がこの部類に属する。この中には非常設のものもあり（注6）、これらが再開されるかどうか、もっと常設的な機関になるかどうかは、未定である。

(c) 平等問題協議会

スカンジナビアでは、婦人だけに重点をおいた施策ではなく、むしろ男女の間の平等を推進する施策の作成にたずさわる機関を設置するという傾向がみられる。フィンランドでは、1972年に設置された男女平等協議会が、スウェーデンでも同年設置の男女平等に関する諮問会議が、この機能を果している（注7）。

とくに前者は、平等をすすめることと関連して、青年の権利の拡大、収入の格差縮小、地域格差の是正に力を入れている。

2. 省の内部に設けられた特別の局その他の機関

(a) 労働省または社会省の婦人局

この一覧表にある国の大部分、すなわち76カ国中35カ国は、何らかの形で婦人問題担当の部局をもっている。中にはこれらの機関が事務局的な、もしくは世話役、調整役的な機関として機能し、必要な調査を行ったり、婦人の進歩のための提案をまとめて上級の委員会、内閣、閣議等の決定機関に提出するといった役割を行なう場合も多い。政府機構の内部にあって機能するということは、いくつかの観点から効果的とみられる。まず、財政問題というやっかいな問題が政府の責任になるという点である。多くの場合これらの部局が優先的な配慮をうけてはいないとしても、国家予算の一部に組入れられることはたしかである。第二は、これらの部局から出された意見が目的の決定機関にとどく可能性が大きいことである。第三は、その部局が婦人の問題に関する主要な実施機関、検討機関としてまとめられやすいことである。

ここにあげられている国々の婦人問題担当部局はほとんどすべて労働省もしくは社会省（または社会保障省）に所属している。その主な任務は、婦人の雇用に関する問題、国の経済活動への婦

人の完全参加、および婦人労働の正しい評価に関する問題の研究である。ラテンアメリカ諸国の主な機関はほとんどおしなべてこの種の部局である。

労働省もしくは社会省に婦人部局のある35カ国とその設立時期(判明の分のみ)は次の通りである。アルゼンチン(1955)、オーストラリア(1963)(注8)、ベルギー(1970)、ボリビア(1955)、ブラジル(1964)、カナダ(1954)、コロンビア(1952)、ドミニカ共和国(1957)、エクワドル、エルサルバドル(1951)、フランス(1965)、西ドイツ、グアテマラ(1957)(注8)、ガイアナ(1971)、ハイチ(1950)、ホンジュラス(1960)、インドネシア(1969)、イラン、イタリー(1962)、日本(1947)、韓国、マダガスカル、メキシコ(1936)、オランダ(1970)、ニュージーランド(1967)、パラグアイ(1967)、ペルー(1945)、フィリピン(1960)、スペイン(1970)、スリランカ、トリニダッド・トバゴ(1970)、アメリカ合衆国(1920)、ソ連、ウルグワイ、ベネズエラ(1970)。

このうち14カ国の部局は婦人の問題とともに年少者の問題も扱っている(注9)。最近婦人と年少者の要求や問題を区別して扱う傾向にあり、婦人と年少者に関する法律の施行とは別個の問題として婦人の雇用問題に力を入れる方向に向っている。たとえばアルゼンチンの婦人局の主な任務は、婦人を経済活動に参加させる施策を推進すること、婦人労働者の進歩のためとなるべき施策についての意見を出すこと、婦人労働者の重要な問題についてセミナー、座談会、啓発運動を行うこと、婦人労働者に関するあらゆる事項について公私機関との連絡にあたること、となっている。

(b) 婦人の雇用に関する諮問委員会

いくつかの国は、婦人部局と同様に婦人の雇用および労働条件に関する問題を検討する国段階の諮問委員会または協議会を設けている。この種委員会は通常、関係各省、使用者、労働組合その他の関係民間団体によって構成され、労働省その他の省に所属する場合もある。婦人の雇用に対する政策や考え方の変革に重要な役割を果たすほど有力な委員会も少なくない。婦人が国民経済に十分な寄与をし、かつ労働による利益を十分に受けうるようにすることが、これら委員会の目的である。

たとえば、フランスでは、「婦人雇用委員会」という特別の委員会があって、労働・人口大臣に意見を具申し、婦人の訓練や雇用問題、国民経済における婦人の地位の問題について研究し提案を作成する。西ドイツでは、連邦の労働社会省に婦人の経済活動問題に関する調整機関を設けている。イタリーには1962年に省令によって設けられた「婦人労働問題国内委員会」がある。オランダでは社会省に、各界代表からなる「婦人と少女の雇用状況に関する諮問委員会」があり、婦人と少女の雇用に関し官民諸機関に対して助言を行なう任務を負っている。ニュージーランドには、労働大臣に対して助言を行う機能をもつ「婦人の雇用に関する諮問会議」があり、婦人が

個人の自由な選択にしたがい、かつ他の責任と調和した形で、国民経済に寄与しうるような状態を作り出すことを任務としている。スペインでは、国民経済への婦人の参加について労働大臣に助言を行なう権限をもつ「婦人の雇用に関する国内委員会」が1971年末に設けられた(注10)。スリランカは労働長官のもとに特別の婦人担当機関を設け、民間部門に働く婦人の労働条件について調査し報告する任務を負わせている。

(c) 他の省に設けられた機関

このほかの諸国では、婦人の経済活動関係以外の部門を扱う機関を設置している。たとえば、オーストリアでは、総理府に家族政策と婦人問題を担当する局があり、また文部省には、婦人と少女のための課がある。また、西ドイツの内務省には婦人課がある。

3. 労働組合の中に設けられた特別の機関

数カ国では労働組合の機構内部に婦人のためのしっかりとした機関が設けられている。たとえばソ連とその他の東欧諸国では、婦人の平等機会の確保と婦人の福祉増進のために労働組合が非常に大きな役割を果たしている。ソ連では「婦人労働特別委員会」が全労働組合中央会議の諮問機関として、常任幹部会の下に設けられている。委員会は婦人の雇用および諸条件に関するあらゆる問題を調査し、労働条件の改善、訓練ならびに文化的向上、昇格、育児援助、その他婦人労働者に関係の深い施策に関して中央会議の行なった決定を実施する。委員会は長期発展計画および当面の計画作成に協力し、中央会議の各部門と密接に協働し、各段階の労働組合会議および委員会に実質的な援助を与える。地域、地区、職場の段階にも婦人労働問題に関する諮問委員会がある。他の東欧諸国でも一般にこれと同じ方式がとられている。これらの国々にはまた婦人の全国協議会があり、地域、地区段階に支部がおかれている。これらの組織はそれぞれの労働組合婦人委員会と協力して、婦人労働者の問題をはじめるあらゆる種類の婦人問題に対処する(注11)。

主要労働組合と特別な関係をもつその他の機関としては、労働組合連合の婦人部(オーストリア)と、イスラエルのヒスタドルツトにおかれた婦人労働者の中央機関がある。

4. その他の機関

(a) 民間婦人団体

一部の国には有志団体もしくは民間団体と称すべきものがある。(その中には宗教的、政治的人種的団体もある。)例えば、アフガニスタン婦人協会(アフガニスタン)、婦人連盟(バングラデシュ)、民間団体委員会(バルバドスで結成中)、キューバ婦人連合、全国婦人会議(ガーナ)、婦人総協議会(インドネシア)、民間社会福祉協会連合(エジプト)、婦人連盟(イラン)、ルクセンブルグ婦人全国連合、マリ婦人全国同盟、全国婦人団体連合(シエラレオネ)、全セイロン婦人会議(スリランカ)、スーダン婦人同盟、ルトサンゴ婦人連盟(スワジランド)などが

ある。

(b) 政治団体

ある国々には、国の政党機構内の婦人もしくは政党に関係をもつ婦人によって構成されたしっかりした機関があつて、国の婦人対策は主としてこの機関が作成する。手許にある資料のかぎりでは、そのような例はガボン、ギニア、エジプト、イエメン、タンザニア連合共和国にみられる。

(c) 連絡機関

ある国々には常設もしくは非常設の連絡機関が設けられている。たとえばオーストラリアでは婦人問題に関する首相の特別顧問として一人の婦人が任命されている。ジャマイカでは、青年・地域開発省に婦人に関する特別諮問委員会があつて、婦人関係のすべての事項に関して総理大臣に直接報告を行なうと同時に、政府と各種婦人団体との間の連絡機関の役目をしている。コストリカとパナマでは、米諸国間婦人委員会との連絡を保つために、特別の協力委員会が任命されている。

(d) 調査機関

この種の機関は、特別の問題について調査を行ない、報告書を作成したあと解散するもので、この点1の(b)に述べた機関と異なる。その例としては、マレーシアの「非回教徒の婚姻・離婚法調査委員会」(近日報告書提出の予定)、1930年にマイソール藩王の任命した「ヒンズー法による婦人の権利に関する委員会」1949年に南アフリカで任命された「婦人の法的無能力委員会」・「婦人の地位に関するカナダ委員会」がある。

以上の解説とあわせて、付録Iの一覧表と付録IIの勧告・決議集を参考とされたい。

注1. この他の最近の勧告については付録I参照

注2. 第3回米諸国間労働大臣会議(1969年、アルゼンチン)、婦人の開発参加に関する地域間専門家会議(1972年6月、国連本部)

注3. たとえば、家族法上の婦人の地位(1963年、ボゴタ)、婦人の進歩のために必要な措置(1966年、マニラ)、婦人の市民・政治教育(1968年、ガーナ)、経済生活への婦人の参加(1971年、ガボン)、アフリカ諸国における少女と婦人のための教育・職業訓練、労働の機会(1971年、モロッコ)、婦人の地位と家族計画(1972年、トルコ)、とくに人口問題との関連における婦人の開発参加に関する地域セミナー(1974年、バンコクとアジスアベバ)。

注4. たとえば、婦人の地位に関するコロンビア国内委員会は1973年3月31日の行政命令

524号によって任命され、フィンランドの平等協議会は1972年7月6日の制令8.6、1972/455によって設置された。イタリーの婦人労働問題諮問委員会は1962年に省令によって設置された。

注5. カナダとアメリカ合衆国には州レベルに活発な婦人の地位委員会がいくつもある。

注6. たとえば、カナダ、アメリカ合衆国

注7. ノールウエーには平等報酬に関する協議会がある。これは限られた分野の問題を取扱う機関ではあるが、男女の平等という考え方にとくに重点をおいている。

注8. オランダの機関は調査・研究面の機能にとくに重点をおいている。

注9. 婦人と年少者の問題を扱う局のあるのは、ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ハイチ、ホンジュラス、インドネシア、イラン、日本、マダガスカル、メキシコ、フィリピン、ウルグアイ、ヴェネズエラの14カ国。

注10. 国際労働機関「変りゆく世界の婦人労働者」予備報告(ジュネーブ、ILO、1973年) 57頁

注11. 「変りゆく世界の婦人労働者」予備報告、57頁

Ⅱ 付 録

- 1 婦人の開発参加を促進し、性差別を排除するため国内委員会その他類似の機関をもつ国一覧

国・機関	設置の年 (機能開始の年)	一般的発展、 企画
1 <u>アフガニスタン</u> アフガニスタン婦人協会 (a) 文部省の外郭となる	1946 1963	
2 <u>アルゼンチン</u> 労働・社会保障省婦人部 (a) 婦人局に改組 (a)(c)	1955 1968	
3 <u>オーストラリア</u> 労働・公共事業婦人局 中央労働諮問会議の婦人雇用委員会 (d) 婦人有権者ロビー (d)	1963(1965) 1970 1972	
4 <u>オーストリア</u> 連邦社会省婦人課 (a) 連邦教育省女子教育課 (a)	1966 1966	
9 <u>ブラジル</u> 労働社会省働く婦人子供援助課 (b)(f)	1964(1965)	
10 <u>ブルガリア</u> ブルガリア婦人委員会	1945	x
11 <u>カメルーン</u> カメルーン全国婦人団体同盟 (c)		x
12 <u>カナダ</u> 労働省婦人局 婦人の地位に関するカナダ委員会 (a)	1954 1967(NP)	

主 要 事 業 分 野						
保健、社会 福祉、家族	経 済	教育・訓練	政 治・ 決定参加	立 法	税 制	雇 用
x	x	x				
x				x		
						x
					x	x
		x				x
x				x		x
x	x	x				x
x	x	x		x		
						x

国・機関	設置の年 (機能開始の年)	一般開発 及び企画
婦人平等委員会、現在婦人の地位に関する 国内委員会 (d)	1966	
労働省所属婦人の地位に関する諮問委員会 (g)(h)	1973	×
13 中央アフリカ共和国		
中央アフリカ婦人同盟 (UFCA) (e)		
14 チリ		
婦人の市民権調査国内委員会 (b)	1969 (NP)	×
15 コロンビア		
労働・社会保障省、婦人・年少労働者、徒 弟課	1952 (1953)	
大統領の任命による婦人問題対策室 (b)	1970	×
婦人の地位に関する国内委員会 (e)(h)	1973	×
16 コスタリカ		
全国婦人委員会 (f)	1971	
米諸国間婦人委員会協力委員会 (d)	1972	
17 キューバ		
キューバ婦人連盟		
18 民主主義イエメン		
婦人問題担当中央委員会事務局 (e)	1967	
19 デンマーク		
現代社会における婦人の役割の検討に関す る委員会 (a)	1965 (NP)	×
20 ドミニク共和国		
労働省、婦人青少年労働課	1957	
21 エクアドル		
労働・社会保障省婦人部	1970	×
22 エジプト		
婦人の地位に関する国内委員会 (d)	1971 (1972)	×
23 エルサルバドル		
労働・社会保障省婦人少年課 (b)	1951 (1952)	
24 フィンランド		
社会における婦人の地位に関する国内委員 会 (e)	1966 (NP)	×
男女平等協議会 (e)(h)	1972	×
25 フランス		
労働・人口省、婦人労働問題に関する研究・	1965	

主 な 事 業 分 野						
保健、社会 福祉、家族	経 済	教育・訓練	政治・ 決定参加	立 法	税 制	雇 用
×	×	×	×	×	×	×
×	×			×		
				×		×
×		×				
×	×	×	×	×		×
			×	×		×
×		×	×			×
				×		
×		×				×
×	×		×			×

国・機関	設置の年 (機能開始の年)	一般的発展、企画	
連絡委員会 (c)(i) のち、婦人雇用委員となる (c)(i)	1971	×	
26 ガボン			
ガボン民主党婦人同盟 (e)			
27 西ドイツ		×	
連邦内務省婦人部 (d)			
連邦労働・社会省、婦人の経済活動問題調整室			
28 ガーナ			
全国婦人会議			
29 グアテマラ			
労働・社会省、労働婦人の状況調査に関する国内委員会 (f)	1957		
労働監督官室婦人少年課 (b)	1957 (1958)		
30 ギニア		×	
ギニア民主党婦人全国委員会 (e)			
31 ガイアナ			
労働・社会保障省婦人局 (f)	1971		
32 ハイチ			
労働省婦人児童局	1950		
33 ホンジュラス			
労働・社会保障省、婦人年少者保護部 (b)	1960		
34 インド		×	
社会省、インド婦人の地位に関する国内委員会 (e)(h)	1971		
35 インドネシア			
インドネシア婦人会議 (e)	1928		
婦人の地位に関する国内委員会	1968	×	
人的資源省、婦人児童係 (c)	1969		
36 イラン		×	
イラン婦人連盟 (a)			
労働・社会省、婦人少年局 (f)			
37 アイルランド			
婦人の地位問題調査委員会	1970 (NP)	×	
38 イスラエル		×	
ヒスタドルツトの中央婦人労働局 (f)			

主 な 事 業 分 野						
保健、社会福祉、家族	経 済	教育・訓練	政治・決定参加	立 法	税 制	雇 用
×	×	×	×	×		×
				×		
×						
×	×	×	×			
×						
				×		×
	×		×			
×	×	×	×	×	×	×
						×
×	×		×		×	×
						×

国・機関	設 置 の 年 (機能開始の年)	一般的発 展、企画
53 ニュージーランド 労働省、労働・雇用合同委員会、のち、婦 人の雇用に関する中央諮問会議となる(dx)	1967	x
54 ノールウェー 同一賃金協議会 (a)(c) 国内委員会の設置を考慮中		
55 パキスタン 委員会の設置を考慮中		
56 パナマ 米諸国間婦人委員会協力委員会 (e)	1950	
57 パラグアイ 司法・労働省、婦人労働者の社会的向上対 策局 (b)	1971	
58 ペルー 労働・地域開発省婦人部 (b) 婦人の現状再検討に関する多部門構成委員 会 (e)	1945	
59 フィリピン 労働省婦人少年局 (fx)(c) 婦人の開発参加に関する国内委員会 (d)	1960 1966	
60 ポーランド 全ポーランド婦人会議 (a)	1966	x
61 ポルトガル 婦人に関する国策決定のためのワーキン グ・グループ (d)		
62 ルーマニア 全国婦人委員会 (j)		x
63 シエラレオネ 全国会議婦人運動 (e) 全国婦人団体連合		x
64 シンガポール 国内委員会設置の可能性調査のための委員 会のみ (a)		
65 ソマリア 国内委員会の設置を考慮中 (a)		
66 スペイン 労働省、婦人雇用に関する国内委員会 (f)	1970(1971)	

主 な 事 業 分 野						
健康、社会 福祉、家族	経 済	教育・訓練	政 治 ・ 決定参加	立 法	税 制	雇 用
x	x	x				
		x	x	x		x
x	x					x
			x			
x			x			
						x

国・機関	設 置 の 年 (機能開始の年)	一般的発 展、企画
67 スリランカ 労働長官に所属する特別婦人対策室、民間 部門に働く婦人の労働条件について調査、 報告する (f) 全セイロン婦人会議 (e)		
68 スーダン スーダン婦人同盟 (e)		×
69 スワジランド ルトサンゴ婦人連盟 (e)		×
70 スエーデン 婦人問題調査委員会 (d) 男女平等に関する諮問会議 (a)	1965 (NP) 1972	×
71 トーゴ トーゴ婦人全国同盟 (e)		
72 トリニダッド・トバゴ 労働・社会保障省婦人局 (f)	1971	
73 チュニジア チュニジア婦人全国同盟 (e)		×
74 ソ連 消費組合中央同盟婦人委員会 ソビエト婦人委員会婦人の権利委員会(a) 婦人労働特別委員会(全労働組合中央会議諮 問機関として設置) (c)		×
75 イギリス 婦人諮問会議(無任所大臣兼全国婦人協議会 会長に所属)のちに、 婦人全国委員会となる (a)	1962 1969	×
76 アメリカ合衆国 労働省婦人局 婦人の地位に関する大統領委員会	1920 1961 (NP)	×
77 ウルグアイ 全国労働協会監督部婦人少年課		
78 ベネズエラ 労働省婦人少年課 (b)(c)	1970	
79 ユーゴスラビア 婦人の社会活動会議 (a)(c)		×

主 な 事 業 分 野						
保健、社会 福祉、家族	経 済	教育・訓練	政 治 ・ 決 定 参 加	立 法	税 制	雇 用
×	×	×	×	×		×
×	×	×	×		×	
×		×	×			
×						×
	×	×	×			×
×	×	×	×	×	×	×
			(農業) ×	×		
×	×				×	
×	×	×		×	×	
×	×	×		×	×	×
				×		×
×	×	×	×	×	×	

一覧表注

注、NP=非常設

出 所

- (a) "婦人の地位に関する国内委員会、事務総長報告"(E/CN.6/494, Add.1, 1968年1月30日)
- (b) 米諸国間婦人委員会, "婦人局", 米諸国間婦人委員会第16回会議のために作成した報告書, 1972年9月20-29日(CIM/doc.13)
- (c) ILO, 変りゆく世界の婦人労働者、予備報告(ジュネーブ、国際労働事務局、1973年)
- (d) マーティン・グルバーク, "婦人の地位に関する公的委員会 - 世界的動き", アメリカ政治学会1973年年次会議(ルイジアナ、ニューオーリンズ、1973年9月4-8日)のために作成。
- (e) 人口、開発における婦人の役割に関する国連の国際フォーラム(1974年2月25日-3月1日、ニューヨークとバージニア)出席者に回答を依頼した質問表の情報より。
- (f) アメリカ労働省婦人局国際課 "世界各国の婦人局、婦人の地位委員会、婦人課その他の機関"(ワシントン, D.C. 1973年、謄写印刷)
- (g) 国際婦人年(1975年)の実施計画案作成のために政府から事務総長に送られてきた資料(E/CN.6/571, 47-58節、1975年12月4日)
- (h) "婦人に対する差別撤廃宣言その他国連文書の実施状況 - 事務総長報告"(E/CN.6/571, 47-58節、1973年12月5日)
- (i) 社会省ノート第9(1973年3月5日~11日)1頁
- (j) マリア・グローザ, 今日のルーマニア社会における婦人
- (k) 1974年5月の公式発表でスータン政府は婦人の地位に関する国内委員会が間もなく設置されると述べた。

2. 国内委員会に関する決議と勧告

A. 国連の決議

(a) 総 会

決議2716(XXV)。婦人の進歩のための国際的共同行動計画

一般的目標

"8、経済的・社会的生活のすべての部門への婦人の参加状況及び開発への婦人の寄与を継続的に検討・評価することを可能にするような機関及び手続きの確立"(1970年12月15日)

(b) 経済社会理事会

決議961F(XXXVI)。開発途上国における婦人の進歩のための国連援助

"各自国の婦人の地位の向上のために計画を策定し勧告を行なう機関として、行政、教育、雇用、地域開発その他の公的生活面に経験をもつ男女指導者で構成する婦人の地位に関する国内委員会を任命することの価値に、国連加盟諸国の注意を喚起する。"(1963年7月12日)

決議1068 D(XXXIX)。婦人の地位に関する国内委員会またはこれと関心を同むくする既存の国内機関相互間の地域段階での協力

"このような婦人の地位に関する国内委員会が相互に、もしくはこれと関心を同じくする既存の国内機関との間に、地域段階で協力をし、地域会議およびセミナーを実施すること、かつその場合はその報告を参考のため婦人の地位委員会に送付することを勧告する。(1965年7月16日)

決議1209(XLII)。婦人の進歩のための国連援助

加盟諸国に対し、国の開発計画全体との関連の中で、婦人の進歩のための国の長期計画を立てることに考慮を払うよう要請し、かつ計画した目標の早期実現を容易にするため、次の方策を考慮するよう勧告する。

1963年7月12日の経済社会理事会決議961F(XXXVI)にしたがい、必要に応じて婦人の地位に関する国内委員会もしくは類似の機関を設置すること、および1965年7月16日の理事会決議1068D(XXXIX)にしたがい、これら国内委員会その他の機関相互間の地域段階における協力をすすめること。"(1967年5月26日)

決議1682(LII)。婦人の地位に関する地域段階での活動の推進

“.....

“ 婦人のために採択された諸決議および方策を更に効果的なものとし、国の進歩発展のすべての面に婦人の参加を促進するために、婦人の地位に関する地域委員会を設置することを考慮するよう、国連機構外の関係政府間組織に対して要請する。(1972年6月2日)

決議1849(LVI)。国際婦人年

“.....

“ 男女の平等と国民生活のすべての部門における婦人の完全参加を確保するための方策と優先順位を検討・評価し勧告する任務を負う国内委員会もしくは類似の機関がまだ存在していない国ではこれを設置する。(また、できれば地方委員会も設置する)これらの機関はできるだけ男女を構成員とし、政府ならびに民間の代表を含むものとする。

“ 委員会または類似の機関のもとに設けられる小委員会または作業部会は、都市部ならびに農村地域の婦人の要求と問題とくに注意を払いつつ、総合的な調査研究を行なうことができる。”(1974年5月16日)

(c) 婦人の地位委員会

決議14(XX)。婦人の進歩のための国連援助

“ 現在ある婦人の地位に関する国内委員会または類似機関の数、その機能および民間団体との関係を確認するために、加盟諸国に問合せを行ない、受取った回答にもとづいて、できれば委員会第21回会議に間に合うように報告書を作成するよう、事務総長に要請する。

B. 国際会議及びセミナーの勧告

(a) 家族法上の婦人の地位に関するセミナー(コロンビア、ボゴタ、1963年12月)

“ 婦人の地位に関する諸問題について研究し勧告する機関として国内委員会および地方委員会を設置すること”

(b) とくに長期計画樹立との関連で婦人の進歩のために必要な施策に関するセミナー(フィリピン、マニラ、1966年12月)

“ このセミナーのすべての参加者および民間団体からのオブザーバーは、政府に対し以下のことを勧告すること、あるいは、個人として、民間団体の会員として、その他適切な行動をとること、.....

“経済社会理事会決議961F(XXXVI)にしたがい、婦人の地位に関する国内委員会または類似の機関が必要なところではこれを設置すること、かつそのような委員会その他の機関に対し、経済社会理事会決議1068D(XXXIX)にしたがい、地域段階で相互に協力するよう要請すること。”

(c) 人権に関する国際会議(イラン、テヘラン、1966年4月~5月)

“ 経済社会理事会決議961F(XXXVI)にしたがい、婦人の地位に関する国内委員会その他適切な機関の設置にできるだけ努力をすること。”

(d) 婦人の市民・政治教育に関するセミナー(ガーナ、アクラ、1968年11月~12月)

“ 政府は婦人の地位に関する国内委員会を設置すべきこと。この関連で、経済社会理事会決議961F(XXXVI)に言及された。.....

“ これらの委員会は婦人に対して差別的な種々の慣行、タブー、習慣について調査し、それらの存続を阻むために立法その他の適切な措置をとらねばならない。”

(e) 婦人の地位および家族計画に関するセミナー(トルコ、イスタンブール、1972年7月)

“ 経済社会理事会その他の国連機関の勧告にあるように、婦人の地位に関する国内委員会もしくは類似機関の設置について考慮するよう、まだそれを行っていない関係国政府に要請する。また、ある参加者たちは、この分野での経験交換の機会を与えるためにセミナーまたはワークショップの開催を事務総長が考慮してはどうかとのべた。”

(f) 特に人口問題との関連における婦人の開発参加に関するアジア地域セミナー(フィリピン、マニラ、1966年12月)

“ 立法上及び行政上の措置

“ 方策の提案

“

“ 適切な国の機関のもとに国内委員会、小委員会、作業部会等を設置して、都市部ならびに農村地域の婦人の要求と問題とくに注意を払いつつ、総合的な調査研究を行なう。”

(g) 特に人口問題との関連における婦人の開発参加に関するアフリカ地域セミナー(エチオピア、アジスアベバ、1974年6月)

“ 組織機構

“ 婦人の開発参加の機会を拡大するには、国際的・地域的組織によって支えられた政府機関、民間組織、その他の団体及び個人を通して、社会全体による行動を必要とする。適切な機構と行政上の措置が何よりも肝要である。”

“ 方 策

“ (1) このような機構が国の政策および企画レベルにおいてまだ存在していないところでは、次の機関の設置が必要である。

— 婦人と開発に関する国内委員会。これは男女指導者によって構成し、政策についての勧告ならびに施策の提案を行なう。

— 婦人局もしくは国内委員会の常設事務局。これは研究を行ない、計画を作成し、一般的に社会・経済発展のあらゆる面に婦人の参加を図る。

C ラバト会議の勧告

・ 「アフリカ諸国における少女と婦人の教育、職業訓練および労働機会に関する地域セミナーの勧告（モロツコ、ラバト、1971年5月）」

・ 「少女と婦人の進歩のために政府および民間が行なう対策の促進強化をたすけるために、国内開発と国際協力との関連において国段階及び地域段階で必要とされる機関の性格及び種類に関する特別の勧告」

・ 会議は

・ 婦人の進歩のための国際的共同行動計画についての勧告を行った総会決議2716（XXV）ならびにその中で述べられた第二次国連開発10年の中で達成すべき目標を、興味をもって注目し、

・ これらの勧告を実施し、開発10年の計画に定められた目標の一つとしてすべての段階の開発過程に婦人を参加させるためには、地域及び国内レベルで効果的な措置を行なうことが必要であると信じ、

・ 経済社会理事会の勧告 - 婦人の地位に関する国内委員会設置についての理事会決議961 F（XXXVI）を、短期的・長期的国内計画作成の第一歩として考慮に入れ、

・ さらに、アフリカ経済委員会決議88（V）、118（VI）、119（VI）、および国内開発における婦人の役割に関するアフリカ経済委員会地域会議（1969年、アジスアベバ）の採択した勧告130、139、140に表明されたアフリカ経済委員会加盟諸国の希望を考慮に入れ、

次のことを勧告する。

(1) アフリカ経済委員会加盟諸国は、行政、政策策定、開発計画、雇用、社会開発、教育・訓練、その他の公的生活面の分野に経験をもつ指導的男女で構成する国内委員会を設置すること。

(2) この国内委員会の機能は次の事項を含むこと。

(a) 国の要求および優先順位にたして、開発の諸部門への現在の婦人の寄与を検討・評価すること。

(b) 婦人の参加を導入、強化すべき特定の分野の研究

(c) 国内開発のすべての部門に婦人を参加させるための対策計画を樹立、促進すること。

(d) 国連の諸機関を通じて得られる国際技術援助を正式に要請するについて政府を援助すること。

(e) すべての段階の政府当局と提携し、民間機関、とくに婦人団体と密接に協力して仕事を進めること。

(8) アフリカ経済委員会加盟諸国は次の目的のために、国内委員会の常設的事務局をいし

専門的な婦人局の設置を適宜考慮すること。

(a) 国内開発への婦人の参加が開発計画作成、実施の不可欠な部分となるようにするために。

(b) 少女と婦人の教育と職業訓練を促進し多様化するための国及び地方のすべての事業が、都市および農村部門の女子労働者が持つとみられる要求と能力との関連で考慮されるようにするために。

(c) 経済・社会開発の諸部門への婦人の参加をより効果的にするために。

(4) 諸国の国内委員会の事業を調整するため、アフリカ経済委員会は、政府、政府間団体及び民間団体の代表によって構成する「開発における婦人の役割に関するアフリカ地域常設委員会」の設置を考慮すること。なお、

(a) 常設委員会の機能は、アフリカ地域の婦人の進歩に関する地域計画および助言サービスの強化について、アフリカ経済委員会に対し助言、援助を行うこととする。

(b) この勧告にしたがって設置された国内委員会は、常設委員会に定期的に報告を寄せることとする。

(c) 常設委員会は、UNICEF、ILO、UNESCO、WHO、FAO、UNDP、UNHCR及びOAUを代表してアフリカ地域レベルで活動する国連諸機関合同作業グループと協同して目標を遂行する。

(d) 常設委員会に国際レベルで活動する国連の関係諸機関及び専門機関、とくに国連婦人の地位委員会及び社会開発委員会との協力のための仕組みを作らなければならない。

(e) 常設委員会はまた、政府間機関、政府機関、民間機関等の関係諸機関、とくに汎アフリカ婦人会議と、適宜協力しなければならない。